

# 青少年愛護条例の一部改正

## 青少年のインターネットの利用に関する基準づくり

兵庫県企画県民部青少年課

兵庫県は、「青少年愛護条例」を改正した（条例第34号として平成28年3月22日公布、平成28年4月1日施行）。青少年が「ネット依存」に陥るのを防ぐため、青少年がインターネットを利用する際の利用時間などのルールづくりへの支援を保護者や教育関係者だけでなく、県内全ての人々の努力義務として規定。ルールづくりに関し、全ての人々を対象にした条例としては、全国初。

### 1 はじめに

本県の青少年愛護条例は、旧条例の制定時から現在まで一貫して青少年（18歳未満）の健全育成の柱となっている条例です（旧条例は昭和33年、現行条例は昭和38年にそれぞれ施行）。

条例の目的も制定時から一貫して、青少年の健全な育成を図り、育成を阻害するおそれのある行為から青少年を保護することとしています。青少年には罰則を適用することなく、青少年の健全な育成を阻むおそれのある大人や営業者の行為を制限することにより、青少年を有害な社会環境から保護しようとするものです。

また、協働による青少年の健全な育成と保護について「県、市町、県民、保護者及び事業者は、自発的かつ積極的に青少年の健全な育成と保護に関する活動に取り組みとともに、相互に協力及び連携を行うことにより、青少年にとって良好な社会環境の整備を図るものとする。」（第8条）と定めており、「参画と協働」の理念のもと、県民運動としているのが特徴です。

条例の構成は次のとおりです。

第1章	総則
第2章	協働による青少年の健全な育成と保護
第3章	優良興行及び優良図書類の推奨
第4章	青少年の健全な育成を阻害するお

そのある営業等の制限

第5章 青少年の健全な育成を阻害するお

それのある行為の禁止等

第5章の2 インターネット上の有害情報

等からの青少年の保護

第6章 雑則

第7章 罰則

インターネット上の有害情報等からの青少年の保護は、第5章の2で規定しており、平成18年4月にフィルタリング等の導入を努力義務としました。その後、平成21年4月の「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平成20年法律第79号。以下、「青少年インターネット環境整備法」という。）の施行を受け、平

成21年7月に①端末設備を公衆の利用に供する事業者が講ずべき措置を義務化、②携帯電話のインターネット接続サービス契約についての事業者、保護者の義務（フィルタリングを利用しない旨の申出書の提出・保管等の手続によるフィルタリング利用の原則義務化）規定の新設、③事業者の義務違反に対する勧告・公表規定の新設を行いました。②と③は制定当時、全国初の規定でしたが、その後、同様の規定が全国各地で制定されています。

この度、青少年のインターネットの利用に関する基準（ルール）づくりへの支援について、県内全ての人々の努力義務とする改正を行い、本年4月より施行したところです。

## 2 条例改正に至った背景

スマートフォン等の急速な普及に伴い、自身ともに発達途上にある青少年がインターネットの利用に関する健全な判断能力を育成されないうままその利用を行うことにより、犯罪に巻き込まれるなどの危険性や過度の利用による体力低下、睡眠障害、学業への影響等の弊害が増し、健全な育成が阻害されるおそれが増大しています。

### (一) 携帯電話の所持率

県内の青少年（小5～高3）約3千人を対象として平成27年度に実施した実態調査で

は、スマートフォンを含む携帯電話の所持率は小学生で46%、中学生で57%、高校生では98%となっています。特に小学生は、前年の33%から急増しており、今後もしばらくこの傾向が続くことが見込まれます（図1）。

図1

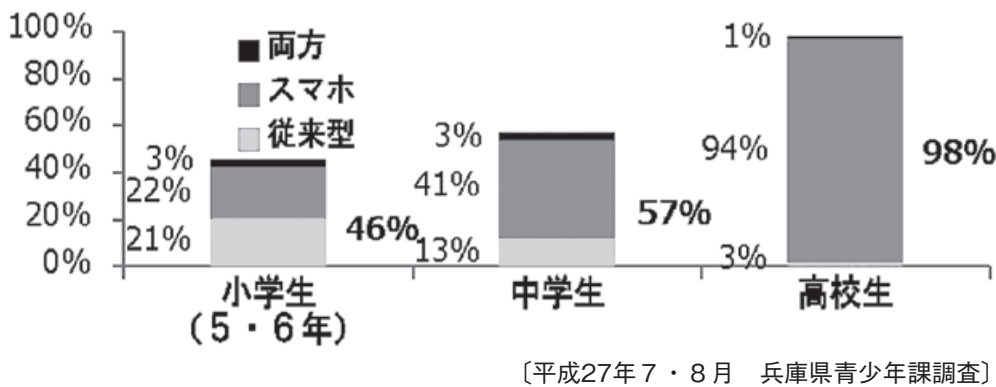
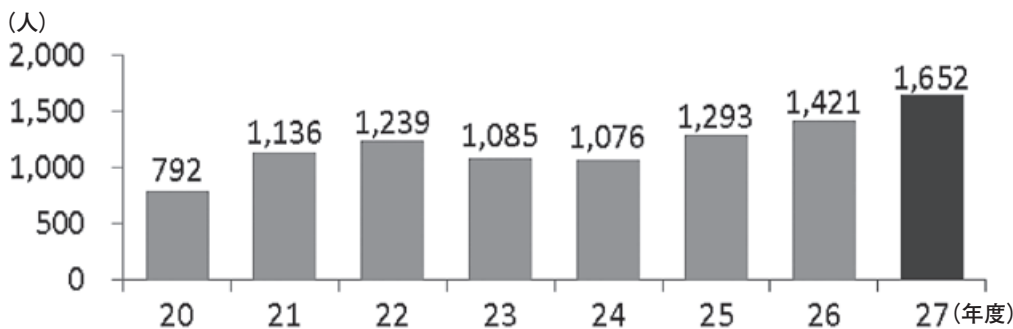


図2 コミュニティサイトで犯罪被害に遭った青少年数（全国）



[警視庁H28. 4. 14発表「平成27年における出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について」]

(2) コミュニティサイトでの犯罪被害  
警察庁が毎年発表している「出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について」によると、コミュニティサイトで犯罪被害に遭った青少年数は、昨年

には過去最悪の1652人となりました(図2)。フィルタリングの利用状況が判明した被害者のうち、94・8%がフィルタリングを使用していなかったことも分かり、フィルタリング機能が犯罪被害防止に有効な手段であることも分かりました。

(3) 携帯電話のフィルタリング利用率

本県では、携帯電話の契約時におけるフィルタリングの利用状況を把握するため、携帯電話販売店へのアンケート調査を平成21年から毎年実施しています(図3)。フィルタリング利用率は、平成23年度までは上昇していましたが、スマートフォンが普及した平成24年度以降急速に低下し、平成25年度には5割を切りました。この理由として、フィルタリングを利用すると「LINE」などのSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)アプリが使えなくなるという誤解が広まったこと、端末の高機能化により契約手続が煩雑になったことなどが考えられます。

(4) インターネット依存

また、近年いわゆるインターネット依存が問題となっています。国内で初めてネット依存治療部門を設置した国立病院機構久里浜医療センターの協力を得て、前出の実態調査においても調査しました(図4)。その結果、6・

4%の青少年にインターネット依存の疑いがあることや22%が1日4時間以上インターネットを利用していることなどが明らかになりました(図5)。  
依存が深刻化すると、体力低下や睡眠障害など、様々な弊害が生じる可能性があること

図3

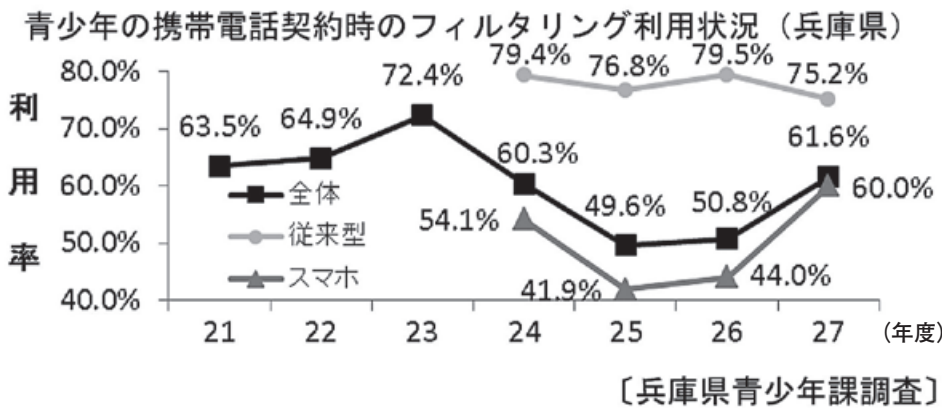
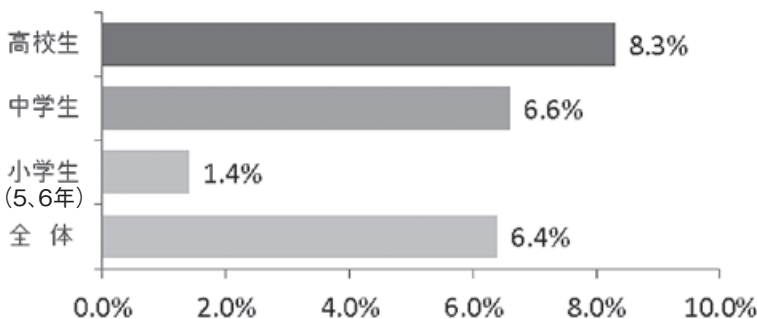


図4

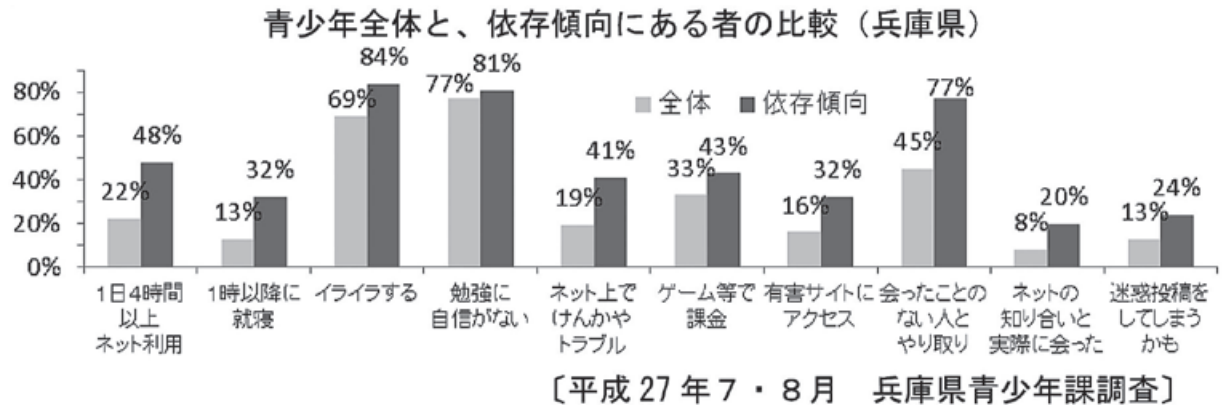
インターネット依存の疑いがある者の割合 (兵庫県)



Diagnostic Questionnaire for Internet Addiction (DQ), Young K, 1998  
((独)国立病院機構久里浜医療センター提供)を用いて調査  
〔平成27年7・8月 兵庫県青少年課調査〕

から、本県では、産官学民が連携して支援を行いながら、青少年自身がインターネットやスマートフォン等の使い方について考え、ルールづくり等を行う取組を進めるとともに、携帯電話事業者への要請や販売店への立入指導の強化を行った結果、平成27年度(平成28年1月)のフィルタリング利用率は、61・6%まで回復しました。

図5



一部の地域では、保護者や地域の方の関心が高まっていますが、フィルタリング利用率が以前の水準まで回復していないことから、青少年のインターネット利用の危険性や弊害等の認識が県民に浸透しているとは言えず、身近な課題として受け止められていないのが現状です。

### 3 条例の改正内容

#### (1) 改正前の第5章の2の構成

改正前、条例の第5章の2は、「インターネット上の有害情報からの青少年の保護」を表題として、第24条の2から第24条の5までの全4条で構成されていました。

#### ① 第24条の2（保護者の取組）

保護者に対して、インターネット利用端末設備を適切に管理することにより、青少年が有害情報を閲覧することがないようにすること、青少年のインターネット利用の危険性や弊害等の認識を持った上で、インターネット利用に関する青少年の健全な判断能力の育成を図ることを求めています。

#### ② 第24条の3（青少年のインターネット利用について事業者が講ずべき措置等）

端末設備を公衆の利用に供する事業者（インターネットカフェなど）に対し、フィルタリングの利用等により、青少年が有害情報を

閲覧できないようにする措置を講ずる義務を課しています。知事は、違反している事業者に対し、遵守すべきことを求める勧告をし、勧告に従わなかった場合は、その旨を公表できるよう規定しています。

#### ③ 第24条の4（携帯電話端末設備等による有害情報の閲覧防止措置）

携帯電話端末設備等による有害情報の閲覧防止措置として、青少年インターネット環境整備法に規定する携帯電話インターネット接続業務の契約時の具体的な手続について定めています。保護者に対しては、フィルタリングを利用しない正当な理由がある場合は、理由を記載した書面（申出書）を携帯電話事業者に提出する義務を課しています。また、携帯電話事業者に対しては、契約時に事業者が提供するフィルタリングの内容や青少年がインターネットを不適切に利用することにより犯罪に巻き込まれる事件が発生していることなどを説明し、その内容について書面で交付すること、フィルタリングを利用しない契約を締結した際は、申出書または申出事項に係る電磁的記録を契約期間中保存することを義務付けています。さらに、知事は、フィルタリングを利用しない契約を締結した保護者に対し、青少年のインターネットの利用が適切に行われているか説明若しくは資料の提出を

求め、必要な調査を行うことができるよう規定しています。また、事業者に対する勧告及び公表についても、第24条の3と同様に規定しています。

④ 第24条の5（県の施策）

県は、インターネットの利用に関する青少年の健全な判断能力の育成を図るため、普及啓発、教育等の施策の推進に努めるものと規定しています。

(2) 今回新たに規定した内容

第24条の2	保護者の取組
第24条の3	青少年のインターネット利用について事業者が講ずべき措置等
第24条の4	携帯電話端末設備等による有害情報の閲覧防止措置
第24条の5	青少年のインターネットの利用に関する基準づくり
第24条の6	県の施策

※改正前は第24条の5で規定

今回の改正では、章の表題の「有害情報」の後に「等」を加え、インターネット依存を含む諸問題から青少年を保護することを明確にするとともに、従来の第24条の5（県の施

策）を第24条の6とし、第24条の5として青少年のインターネットの利用に関する基準（ルール）づくりについて、新たに次のとおり規定しました。

第24条の5	何人も、青少年のインターネットの利用に伴う危険性、過度の利用による弊害等について認識し、青少年のインターネットの利用に関する基準づくりが行われるよう、その支援に努めなければならない。
2	前項に規定する基準は、その内容に次に掲げる事項を含むものとする。
(1)	インターネットの過度の利用等を防止するためのその利用の時間に関する事項
(2)	インターネットの利用に伴う危険等を防止するためのその利用の方法に関する事項

(3) 改正条文の解説

保護者や青少年育成関係者に対してルールづくりを求める例はこれまでもありました。が、全ての人々を対象とした条例は、全国初となります。

第1項の「何人も」とは、県、市町、教育関係者、保護者、事業者等県内全ての人々を

いい、青少年のインターネット利用に関し、家庭や学校のみの問題とせず県全体の問題として取り組むこととしています。

県内全ての人々が、ルールづくりに関してより有効な支援を行うため、平素からインターネットの利用に伴う危険性や過度の利用による弊害等について認識するよう努めなければならぬと定めています。

ルールづくりに際しては、青少年が話しを行った上で、自ら作成することが望ましいと考えていますが、青少年と保護者が話し合せて決めるルールや自分たちで考えることが困難な小さな子どもを持つ保護者同士で決めるルール等、作成者を問わず広く支援の対象とします。

「支援」とは、学校や地域等におけるルールづくりへの助成や防犯教室等の実施、情報モラル教育の推進、セミナーの開催など、ルールづくりに向けた取組に対するあらゆる支援をいいます。

第2項は、前項の支援により作成されるルールが、より有効なものとなるよう、内容に含める事項として利用時間及び利用方法の2点を定めています。第1号は、過度の利用や深夜の利用による体力低下、睡眠障害、学力低下等を防止するためのルールを指し、具体的には「1日の総利用時間」「利用可能な

時間帯」などの内容をいいます。

第2号は、犯罪被害や有害情報による健全育成の阻害、いじめ等による人間関係の悪化等を防止するためのルールを指し、具体的には「フィッシング利用」「個人情報等の取扱い」「ネットでの知り合いとの連絡の際の注意点」などの内容をいいます。

#### 4 条例に基づく取組

従来から本県では、青少年のインターネット



スマホサミットinひょうご

ト利用について考える県民運動として「青少年のネットトラブル防止大作戦」を展開しています。

具体的には、①「ネットトラブル防止！メッセージコンテンツ」の開催、②青少年がより具体的な対策を考える「ひょうごケータイ・スマホワークシヨップ」の開催、③青少年のインターネット利用の状況について調査する「ひょうごケータイ・スマホアンケート」の実施、④ルールづくり等のインターネット利用対策先進事例の公募などに取り組んでいます。また、それらの集大成として「スマホサミットinひょうご2016」を12月17日に開催し、表彰や結果発表等を行う予定としています。

このほか、8月にはネットをやめられない青少年を対象として、ネットから離れて自然とふれあい日常生活を見直すきっかけとする⑤「人とつながるオフラインキャンプ」を開催し、インターネット依存の実態や危険性について、調査・研究を通じ、県民への啓発を行っています。

さらに、今回の条例改正を受けて、学習会の開催やリーフレットの作成などのルールづくりに向けた取組に対し、市町と連携して1校当たり3万円を補助する「インターネット利用に関する基準づくり支援事業」を県内全

公立小学校を対象に実施しています。小学生の携帯電話所持率が急増していることを踏まえ、規範意識が高い小学生のうちにルールづくりに取り組むことが効果的であると考えています。

携帯電話事業者に対しても、販売時の保護者に対するフィッシング利用と併せて、ルールづくりの必要性についての説明や、学校などで行われる学習会等への講師派遣など、より一層の働きかけを要請しています。

このように、産官学民が連携して青少年への働きかけを行うことで、青少年が健全にインターネットを利用できる環境を整えていきたいと考えています。

